

高知市テレワーク導入支援事業費補助金実施要領

第1条 この要領は、高知市テレワーク導入支援事業費補助金の交付に関し、高知市テレワーク導入支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月26日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第5条各号に規定する補助対象経費については、別表のとおりとする。

第3条 要綱第7条第1項に規定する補助金交付申請書に添える事業計画書については、別紙1を用いるものとする。

第4条 要綱第14条第1項に規定する補助事業完了後状況報告書については、別紙2を用いるものとする。

(別表)

分類	対象品目	備考
デバイス	ノートパソコン及び附属品	当対象品目単体での補助金の申請は不可。
	デスクトップ本体	購入のみを補助対象とし、対象品目1台あたりの補助対象経費の上限を20万円とする。
	タブレット	当対象品目単体での補助金の申請は不可。 購入のみを補助対象とし、対象品目1台あたりの補助対象経費の上限を10万円とする。
ネットワーク	Wi-Fiルーター	
	Wi-Fiアクセスポイント・中継器	
	Wi-Fiレシーバ(アダプタ)	
	リモート電源制御(WOL)機器	
	VPNルーター	
	NAS機器	
サーバ	リモートワークに資する物理サーバ設計・設置費	
	リモートワークに資する仮想サーバ設計・設置費	
セキュリティ	セキュリティ機器	
	ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス	購入費用・リース等による契約・利用料(ただし、リース等による利用料は補助金申請の年度内費用のみ)
リモートワーク用サービス	リモートアクセス及びリモートデスクトップライセンス利用料	
	仮想デスクトップサービス利用料	
IP電話	IP電話回線等の工事費等	
	クラウドPBX等のIP電話に関する各種サービス利用料	
Web会議関係	Webカメラ	
	マイク、スピーカー	
	イヤフォン、ヘッドフォン、ヘッドセット	当対象品目単体での補助金の申請は不可。
Web会議用サービス	チャットツール利用料	サービスに関する契約・利用料(ただし、サービスに関する利用料は補助金申請の年度内費用のみ)
	Web会議システム(ツール)利用料	

附 則

この要領は、令和6年4月26日から施行する。